

青森県報

第四百四十九号

令和二年
四月二十四日
(金曜日)

目次

告示

- 難病の患者に対する医療等に関する法律による医師の指定 (保健衛生課) … 一
- 児童相談所の心理に関する専門的な知識及び技術が必要とする指導をつかさどる所員の数 (こどもみらい課) … 一
- 高齢者等の雇用の安定等に関する法律によるシルバー人材センター連合の業務拡大に係る業種及び職種指定 (労働・能力開発課) … 二

公告

- 特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示 (行政経営課) … 四
- 右 同 … 四

出先機関

- 土地改良区の役員就任 (三八地域 県民局) … 五
- 土地改良区の定款変更の認可 (西北地域 県民局) … 五
- 公立大学法人青森県立保健大学特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示 (公立大学法人青森県立保健大学) … 五

告

示

青森県告示第三百六十七号

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第六条第一項の規定により、医師を次のとおり指定したので、難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成二十六年厚生労働省令第百二十一号）第二十一条第一号の規定により公表する。

令和二年四月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

指定医師の区分	氏名		名称	所在地	担当診療科名	指定年月日
	氏名	名				
難病指定	新山 正展	八戸赤十字病院	八戸市大字田面木字中明戸二	循環器内科	令和二年四月三日	
難病指定	小田切 理	青森市民病院	青森市勝田一丁目一四の二〇	外科	令和二年四月七日	
難病指定	小笠原 ゆかり	一部事務組合下北医療センター総合病院	むつ市小川町一丁目二の八	脳神経外科	令和二年四月三日	

青森県告示第三百六十八号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十二条の三第七項の規定に基づき、児童相談所の心理に関する専門的な知識及び技術が必要とする指導をつかさどる所員の数を次のとおり定める。

令和二年四月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

児童相談所の心理に関する専門的な知識及び技術が必要とする指導をつかさどる所員の数は、平成二十九年二月十七日青森県告示第九十二号（児童相談所に置く児童福祉司の数）で定める児童福祉司の数を二（令和六年三月三十一日までの間にあって

は、三)で除して得た数(その数に満たない端数があるときは、これを一に切り上げる。)以上の数であつて、児童福祉法による保護を要する児童の数、交通事情等を考慮したものとす。

青森県告示第三百六十九号

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八号)第四十五条において準用する同法第三十九条第一項の規定により、シルバー人材センター連合の業務拡大に係る業種及び職種を次のとおり指定したので、同法第四十五条において準用する同法第三十九条第四項の規定により公示する。

令和二年四月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 指定に係るシルバー人材センター連合の名称
公益社団法人青森県シルバー人材センター連合会
- 二 指定をした業種及び職種並びに当該指定に係る市町村の区域

業 種	職 種	市町村の区域
E―九 食料品製造業	H―五十四 製品製造・加工処理の職業(金属材料製造・金属加工、金属溶接・溶断を除く)	青森市
L―七十四 技術サービス業(他に分類されないもの)	B―九 建築・土木・測量技術者	弘前市
R―八十八 廃棄物処理業	K―七十八 その他の運搬・清掃・包装等の職業	
I―五十六 各種商品小売業	K―七十五 運搬の職業	青森市
O―八十一 学校教育	I―六十六 自動車運転の職業	
P―八十五 社会保険・社会福祉・介護事業	I―六十六 自動車運転の職業	弘前市
R―八十八 廃棄物処理業	K―七十六 清掃の職業	

S―九十八 地方公務	K―七十八 その他の運搬・清掃・包装等の職業	八戸市
A―一 農業	G―四十六 農業の職業	
E―九 食料品製造業	G―四十六 農業の職業	八戸市
E―二十二 鉄鋼業	K―七十八 その他の運搬・清掃・包装等の職業	
I―五十六 各種商品小売業	G―四十六 農業の職業	八戸市
L―七十四 技術サービス業(他に分類されないもの)	K―七十八 その他の運搬・清掃・包装等の職業	
N―八十 娯楽業	C―二十七 生産関連事務の職業	八戸市
O―八十一 学校教育	E―四十一 居住施設・ビル等の管理の職業	
P―八十三 医療業	I―六十六 自動車運転の職業	八戸市
P―八十五 社会保険・社会福祉・介護事業	K―七十五 運搬の職業	
Q―八十七 協同組合(他に分類されないもの)	K―七十六 清掃の職業	八戸市
	K―七十八 その他の運搬・清掃・包装等の職業	
	B―九 建築・土木・測量技術者	八戸市
	F―四十五 その他の保安の職業	
	I―六十六 自動車運転の職業	八戸市
	I―六十六 自動車運転の職業	
	I―六十六 自動車運転の職業	八戸市
	E―三十三 介護サービスの職業	
	I―六十六 自動車運転の職業	八戸市
	H―五十四 製品製造・加工処理の職業	
	K―七十七 包装の職業	八戸市
	K―七十八 その他の運搬・清掃・包装等の職業	

R188	廃棄物処理業	K178	その他の運搬・清掃・包装等の職業	黒石市
R189	自動車整備業	K178	その他の運搬・清掃・包装等の職業	
S198	地方公務	G146	農業の職業	十和田市
S198	地方公務	I166	自動車運転の職業	
E19	食料品製造業	E139	飲食物調理の職業	十和田市
E19	食料品製造業	H154	製品製造・加工処理の職業(金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く)	
H144	道路貨物運送業	K176	清掃の職業	十和田市
H144	道路貨物運送業	K178	その他の運搬・清掃・包装等の職業	
I150	各種商品卸売業	D132	商品販売の職業	十和田市
I150	各種商品卸売業	B19	建築・土木・測量技術者	
L174	技術サービス業(他に分類されないもの)	B16	社会福祉の専門的職業	十和田市
L174	技術サービス業(他に分類されないもの)	B19	教育の職業	
O181	学校教育	B16	社会福祉の専門的職業	十和田市
O181	学校教育	E142	その他のサービスの職業	
P185	社会保険・社会福祉・介護事業	B16	社会福祉の専門的職業	十和田市
P185	社会保険・社会福祉・介護事業	B19	教育の職業	
R188	廃棄物処理業	E142	その他のサービスの職業	十和田市
R188	廃棄物処理業	K178	その他の運搬・清掃・包装等の職業	
M175	宿泊業	E140	接客・給仕の職業	むつ市
M175	宿泊業	G146	農業の職業	
A11	農業	G146	農業の職業	つがる市

E19	食料品製造業	H154	製品製造・加工処理の職業(金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く)	平川市
K170	物品賃貸業	K176	清掃の職業	
O181	学校教育	I166	自動車運転の職業	平川市
O181	学校教育	K176	清掃の職業	
R188	廃棄物処理業	K178	その他の運搬・清掃・包装等の職業	平川市
R188	廃棄物処理業	I166	自動車運転の職業	
S198	地方公務	I166	自動車運転の職業	平川市
S198	地方公務	K176	清掃の職業	
N180	娯楽業	K178	その他の運搬・清掃・包装等の職業	平川市
N180	娯楽業	K178	その他の運搬・清掃・包装等の職業	
P183	医療業	K178	その他の運搬・清掃・包装等の職業	平川市
P183	医療業	K178	その他の運搬・清掃・包装等の職業	
P185	社会保険・社会福祉・介護事業	E141	居住施設・ビル等管理の職業	平川市
P185	社会保険・社会福祉・介護事業	G146	農業の職業	
S198	地方公務	E141	居住施設・ビル等管理の職業	平川市
S198	地方公務	G146	農業の職業	
A11	農業	G146	農業の職業	平川市
A11	農業	G146	農業の職業	
I156	各種商品小売業	H154	製品製造・加工処理の職業(金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く)	平川市
I156	各種商品小売業	K178	その他の運搬・清掃・包装等の職業	
Q187	協同組合(他に分類されないもの)	G146	農業の職業	平川市
Q187	協同組合(他に分類されないもの)	K178	その他の運搬・清掃・包装等の職業	
P185	社会保険・社会福祉・介護事業	G146	農業の職業	平川市
P185	社会保険・社会福祉・介護事業	K178	その他の運搬・清掃・包装等の職業	
P185	社会保険・社会福祉・介護事業	E139	飲食物調理の職業	平川市
P185	社会保険・社会福祉・介護事業	G146	農業の職業	
Q187	協同組合(他に分類されないもの)	G146	農業の職業	平川市
Q187	協同組合(他に分類されないもの)	K178	その他の運搬・清掃・包装等の職業	

中北部
広域(七
戸町、東
北)

おいらせ
広域(お
いらせ
町、六
戸
町)

R―九十二 サービス業	K―七十八 その他の運搬・清掃・包装等の職業
R―九十三 政治・経済・文化団体	K―七十八 その他の運搬・清掃・包装等の職業
S―九十八 地方公務	K―七十八 その他の運搬・清掃・包装等の職業

備考 「業種」については日本標準産業分類（平成二十五年十月三十日総務省告示第四百五号）に定める中分類に、「職種」については厚生労働省編職業分類

（平成二十四年三月改訂）に定める中分類による。

三 指定年月日 令和二年三月三十日

公 告

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和二年四月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 特定役務の名称及び数量
電子計算機による業務処理委託 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県総務部行政経営課
青森市長島一丁目の一
- 三 契約の方法
随意契約
- 四 契約の相手方を決定した日

令和二年三月二十七日

五 契約の相手方の名称及び住所

株式会社青森電子計算センター

青森市大字三内字丸山三九三の二七〇

六 契約金額

四千八百四十四万四千円

七 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十一条第一

項第二号

八 契約の相手方を決定した手続

予定価格の制限の範囲内の価格による見積りであったので、契約の相手方としたものである。

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和二年四月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 特定役務の名称及び数量
ネットワーク管理業務 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県総務部行政経営課
青森市長島一丁目の一
- 三 契約の方法
随意契約
- 四 契約の相手方を決定した日
令和二年三月二十七日
- 五 契約の相手方の名称及び住所

日本電気株式会社

東京都港区芝五丁目七の一

六 契約金額

五千八百二十七万八千円

七 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十一条第一

項第二号

八 契約の相手方を決定した手続

予定価格の制限の範囲内の価格による見積りであったので、契約の相手方としたものである。

出 先 機 関

土地改良区の役員の就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、館土地改良区から、次のとおり役員の就任の届出があったので、同条第十八項の規定により公告する。

令和二年四月二十四日

三八地域県民局長 堀 義 明

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就任の 年月日
理 事	山田 貴光	八戸市大字坂牛字坂牛三八	令和二・三・三

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、西津軽土地改良区の定款の変更を令和二年四月十三日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

令和二年四月二十四日

西北地域県民局長 西 村 達 弘

雑 報

公立大学法人青森県立保健大学特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示

公立大学法人青森県立保健大学物品等又は特定役務の調達手続に関する規程第三条に規定する特定調達契約につき落札者を決定したので、同規程第十七条第二項の規定により次のとおり公示する。

令和二年四月二十四日

公立大学法人青森県立保健大学理事長 上 泉 和 子

一 特定役務の名称及び数量

公立大学法人青森県立保健大学清掃作業等業務委託 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

公立大学法人青森県立保健大学事務局総務課

青森市大字浜館字間瀬五八の一

三 契約の方法

一般競争入札

四 落札者を決定した日

令和二年二月二十八日

五 落札者の名称及び住所

エスエフシー株式会社

福島県福島市南矢野目字三角田八

六 落札金額

三千五百八十万五千円

七 落札者を決定した手続

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とす

八
入札の公告を行った日
令和二年一月十五日

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一
番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価 小口一枚二付十五円